

フーヴァー大統領の不況対策 (十)

尾 上 一 雄

前号(第四十五号)で、彼の提案通りの権限を持つ復興金融公社が設立されなかったことを不満としたフーヴァーによる同社の権限の拡張のための努力と、同社に「ポーク・バレル」(“pork barrel”)的融資を行わせようとした民主党の計画に対する彼の反対に就いて述べながら、一九三二年七月二十一日に復興金融公社の権限を拡大させる一九三二年の緊急救済および建設法 (Emergency Relief and Construction Act of 1932) が制定されるにいたった経緯を示し、更にその法律がなお同社に彼が望んでいたような機能を充分に発揮させるものでなかったことにも触れ、特にその法律の中に、民主党全国大会で副大統領候補者に指名されたガーナー下院議長の高い要求によって加えられ、上院で修正されたにしてもなお銀行恐慌を誘発する恐れを感じた条項——復興金融公社から貸出しを受けたものの名前と借入れ金額の報告に関する条項——が含まれていたこと、そしてこれらのことは上院と下院の書記官に機密事項として伝達されるものであり、公表されないことにガーナーと合意に達していること述べた上院の民主党指導者ロビンソンの言葉を信じたフーヴァーがガーナーの裏切りに遭遇し、彼が恐れた事態を見ることになることに言及したが、本稿では、右の法律に権限を拡張された復興金融公社の欠陥に就いて前

フーヴァー大統領の不況対策 (十)

フーヴァー大統領の不況対策 (十)

号で述べたところを補うとともに、そのような欠陥があるものにされた事情を考察したい。

前号は「有井治教授古稀記念論文集」であり、同時に印刷されたもの一部は「経済研究」第四十五号としてでなくハードカバーの単行本に製本されるものであったので、それに掲載のものはそれだけで一応まとまった独立の論考であるべきであったが、その際はじめに書いたような理由で、独立の論考の体裁を整えるのに意を用いたにしても、「フーヴァー大統領の不況対策」を続けさせていただいた。それを許してください。くださった編集委員に深く感謝したい。

本題(一)―(九)において既に注に掲げたことがある参考文献を更に本号で最初に掲げる場合は、著者名・編者名と書名を明記したが、出版社、発行年等は省略した。

一九三二年の緊急救済および建設法は復興金融公社の権限を拡大させたが、それによって復興金融公社がフーヴァーが提案したようなものになったわけではない。

彼は、前年(一九三一年)十二月八日に議会に提出した年次教書の中で、「以前の戦時金融公社の性格」を持ち、「アメリカの「いろいろな」エイジエンシー機関・団体による輸出を促進し、農業を保護し援助するために必要なときは農業信用機関に貸出しを行い、それ以外では貸し金を得ることができず、そのような貸付けが信用機構を保護し、雇用を促進させる場合には、基礎が定まっている工インダストリー業、鉄道および金融機関に適当な担保をとって一時貸付けを行う」機関の設立を求めたことを想起する必要がある。⁽¹⁾「以前の戦時金融公社」とは、既に述べたように(本誌第四十二号五〇―五一ページを見よ)、第一次世界大戦中、一九一八年に、戦争の遂行に必要な企業に融資するために設置さ

れた政府出資の国有金融機関で、戦後、一九一九年三月に外国貿易の振興のために金融援助を与えることができ
る機関に改められ、一年余り貿易の推進に貢献したのも活動を一時停止したが、一九二一年末から二四年まで農
業救済のため農業協同組合や地方の銀行に融資を行い、一九二三年に制定された農業信用法によって連邦中期信
用制度 (Federal Intermediate Credit System—本誌第四十一号五〇ページに示した訳語を、そのように訂正する) が設け
られて殆どその機能を失い、貸付金の回収と残務整理を行うことになり、一九二九年に正式に解散されたもので
ある。フーヴァーの復興金融公社の構想は、その戦時金融公社の専務取締役であったユーージェイン・マイアの勸
説に由来するものであったにせよ、彼自身のものとして提示されたのであり、彼自身のものとなっていたと認め
ていいだろう。

マイアは、一九三〇年九月以来連邦準備局の総裁ガヴァナになっていたし、議会で提出された復興金融公社設立法案
は、マイアの個人的な指揮監督の下で連邦準備局で起草されたため⁽²⁾、そして特に、不況の進展を促進する銀行破
産の波が銀行相互の救済機関、全国信用会社によって有効にくいとめられるかどうか危ぶまれていた時であった
ため、——また、マイアの義兄弟 (brother-in-law) ジョージ・ブルーマンタールが J・P・モーガン商会の役員
であったことと彼自身も J・P・モーガン商会の役員を勤めたことがあることに関係がないとは言えないが⁽³⁾——
銀行救済あるいは信用機構の保護がなにより重要な目的とされたことは当然であっただろうが、フーヴァーが、
「戦時金融公社の性格のもの」を創設することを考えるにいたった時、戦時金融公社のような政府出資の国有金
融機関というだけの性格のものを考えたばかりでなく、戦時金融公社のように国家的な非常事態あるいは不況に
際して、輸出促進のための金融も農業保護のための農業信用機関に対する貸出しも行い、信用機構を保護し、雇

フーヴァー大統領の不況対策 (4)

フーヴァー大統領の不況対策 (H)

用を促進させる場合には、適当な担保をとって、金融機関に対してばかりでなく、否むしろ——彼が述べている順序から見て——、工業（インダストリー）（工業のみならず、鉄道業を除く公益事業その他の産業を含むと解釈される）や鉄道業に「他所からそれを受けることができないう場合にはという条件を付したが」貸出しを行う政府出資の国有金融機関を創設することを考えたのである。彼は、それに「全国信用会社のそれと重複しない」機能を与えると前記一九三一年の年次教書の中で明言したことも既に述べたが、その言葉からも全国信用会社に取って代わるような単なる銀行救済機関あるいはそれを主たる任務とするものを設けるつもりではなかったと考えることができる。

彼は、回顧録の中で、同社の貸出し条件が緩和され、将来回収の見込みある場合にもっと容易に貸出しが行われるよう改められなかったこととともに、失業救済に役立つ工場などの設備の拡張のため工業に対する貸出しが認められなかったことに不満を表明し、また一九三一年十二月から一九三二年七月中旬までの八カ月間の議会との戦いにおける勝利と敗北に就いて述べながら、「われわれの敗北は……(b) RFC（復興金融公社）の貸出し条件を厳し過ぎるものにされたこと。(c) RFCに対する工業の近代化のために貸出しを行う権限〔の付与〕を拒否されたこと……であった」と述べている。⁽⁵⁾ 彼は、復興金融公社に彼がもともと与えたいと欲していた権限を与えるように、その権限を拡張させる法律を獲得することの可能性に就いて五月七日から議会の指導者たちと一連の会議を開いていたが、⁽⁶⁾ その際に彼はそれらのことを主張したのである。⁽⁷⁾ 五月十二日に彼はジョージフ・T・ロビンソン上院議員（上院における民主党の指導者）と「救済のための」復興金融公社の権限の拡張に就いて会談し、同日午後、共和党の指導者たちと協議したことを、それらの会談によって得られた了解の大綱に就いて前号に述べておいたが、それに関して新聞を通じて行った声明（Press Statement）、「復興金融公社の権限を拡大することによる

救済計画」の中で、彼は「……公共団体によって企てられるものであれ、民間企業体によって企てられるものであれ、雇用を増加するもので、収益をあげ、自立してやって行ける事業の費用の支払いを引受けるか、そのような事業に貸出しを行うかの権限を与えることによって、全国的規模の組織を持っている復興金融公社という便利なものを利用しようと計画されている。この計画を^{プログラム}確実にするために、貸出し^{ローン}に対しては適当な担保がなければならぬということ、前述のように「貸出しを受ける」事業は収益をあげるものでなければならぬということ、借り手はその資本の一部を出す十分な自信を持つものでなければならぬということ、更にその事^{プロジェクト}業は近い将来の大きな雇用に役立つものでなければならぬということが考えられている。……」と述べている。⁽⁸⁾しかし、そこで述べられた収益をあげ採算のとれる即ち貸し金の回収の見込みがあり、且つみずからも必要資金の或る部分を用意できるもので早期に大きな雇用を生ぜしめる事業に、適当な担保をとって復興金融公社が貸出しを行う権限は、工業、商業などに対しては、認められなかったのである。

フーヴァーは、工業に対しては特に雇用の促進に役立つその近代化あるいは設備の拡張のための資金の貸付けが復興金融公社によって行れることを欲していたが、それはそれで直接新しい雇用を促す効果があるものであっただろうが、生産物の需要が減少しつつあり価格の下落を見ていた時、多くの工業会社はそのような貸付けを求めたのだろうか。銀行や信託会社によって必要だったのは株式に対する公社の応募であったと思われるが、一般の工業会社が欲していたのは設備の近代化や拡張のための資金の貸付けでなく、運転資金ではなかっただろうか。いずれにしても、復興金融公社による工業会社に対する貸出しは認められなかった。また、彼が望んでいた輸出促進のために商社その他の団体に対して復興金融公社が貸出しを行う権限も認められなかった。もし、フーヴァー

フーヴァー大統領の不況対策(4)

ーが前年の年次教書の中で要請していたところを充分にくみとって、復興金融公社が他の金融機関から適当な条件で資金を調達することができないでいる工業(彼は industry と言っていたので、もっと広く——但し鉄道会社に対しては別に述べているし、鉄道会社に対しては初めから州際商業委員会の推薦があるものには貸出しを与えることができたため、除外し——公益事業、建築業なども含めた産業と言うべきだろう)や輸出業に対しても貸出しを行うことができるものにされていたら、彼がその時述べていたような「雇用を促進させる」効果——少なくとも可成りの程度雇用を維持させる効果——も見られただろうし、銀行が大量の株式や社債を保有しており、その価格の下落が——都市銀行の都市不動産担保貸付、地方銀行の農地抵当貸付が殆ど焦げ付いてしまっていた時に——、銀行危機を増大させようとしていたので、⁽⁹⁾銀行に対する救済融資とあわせて、「信用機構を保護する」効果も一そうあがっただろう。広く商工業 (business and industry) にも貸出しを行う権限が復興金融公社に与えられたのは、一九三四年六月、即ちフランクリン・D・ローズヴェルトがフーヴァーに代わってホワイト・ハウスに入ってから一年三ヵ月後のことである。⁽¹⁰⁾

最も悪いことに、復興金融公社の貸出しの条件は厳し過ぎた。フーヴァーは、「適当な担保」(proper security)をとって貸出しが行れることを望んでいた。彼は復興金融公社を通じての「国民の金」^{かね}(政府出資の資本金のみならず政府保証金融債の発行によって調達された資金)の融資は、納税者に負担をかけないように回収されなければならないし、回収不能の場合にそなえて「適当な担保」をとっておかせなければならないと主張したのである。しかし、復興金融公社の融資を受けるには、被融資者は「最優良資産」(Best assets)を担保にすることを要求された。銀行は復興金融公社の低い金利の救済融資を求めて、担保価値の高い資産を減少させた。マーカス・ナードラ教

授とジュールズ・I・ボウガン教授は、彼等の共著 *The Banking Crisis* の中で、政府のスポークスマンたちは銀行破産は殆ど終わったと誇らしげに言っていたが、その時「政府当局は……復興金融公社の活動は銀行から彼等の最優良の資産を奪い取ってしまったということに気付かなかったのか。政府当局は、その優良資産の大部分が既に復興金融公社からの貸付けの抵当として担保に入れられてしまった後に預金の追加引出しに直面した銀行になにが起るかということ、なぜ考えなかったか」と述べている。⁽⁴⁾ フーヴァーがこれらのことをどの程度気付いていたか或いは警戒していたか不明であるが、彼は常に「適当な担保」(proper security)を言っており、決して「価値のあるしつかりした担保」(substantial security) 或いは「相当な担保」(considerable security)をとするようにとも、担保は被融資銀行の「最良資産」(best assets) でなければならぬとは勿論、「優良な資産」(good assets)であることが望ましいとさえも言っていない。それどころか、彼は、復興金融公社に、閉鎖された銀行に対して、その預金が凍結され困窮している多数の家族や小企業が預金の一部分でも払戻しを受けられることを目的とした、その資産を担保にとって貸出しを行うことができる権限を与えることを望み、グラス上院議員(民主党)に妨害されたと残念がっていたのである。⁽⁵⁾ フーヴァーは、そのような権限を復興金融公社に与えようと望んでいた時、閉鎖に追い込まれている銀行に担保価値の高い資産が残っていると思っただろうか。彼はそれほど愚かでなかったはずである。彼は、一九三一年十二月から一九三二年七月中旬までの八カ月間の議会との戦いにおいて喫した敗北の中に、先に述べたように、「復興金融公社の貸出し条件を厳し過ぎるものにされたこと」を——「(d)預金者を救済する目的で閉鎖された銀行の資産を担保にして貸出しを行う権限を復興金融公社に与えることを拒否されたこと」とともに——(b)として掲げているのである。回顧録の中で述べられているにしても、

フーヴァー大統領の不況対策 (4)

フーヴァー大統領の不況対策 (4)

これらの事項を本当に彼が議会との戦いにおける敗北と考えたと認めることができるだろう。

「実際、多くの銀行、そして国中の特に大銀行は復興金融公社からの貸出しによって得た現金によって彼等の預金をすべて「?」引用者付記」保護することができるようになった。しかし、まさに復興金融公社の活動こそ、その中に病氣と破壊の細菌を持ち込んだのである。銀行がもはや復興金融公社に提供するための担保を持っていなくなり、そして大きな銀行の一つが倒れるとたちまち、銀行破産は終わりを告げたという全くの神話は姿を消し、パニックが前よりもっと速度をあげ勢をあらたにして再発することは明白であった⁽⁴³⁾とナードラ、ボウガン両教授は述べているが、それは即ちフーヴァーの右に述べたような「議会との戦いにおける敗北」の結果にほかならない。

フーヴァーは、それらのこと——彼が「議会との戦いにおける敗北」と認めている先に挙げた(b)、(c)および(d)として示した三つの事項に就いて、なぜ、もっと努力しなかったか。それは、彼が議会の非協力的態度や妨害に悩まされ、特にそのために署名を拒否したいと彼が考えたほどの条項が彼が求めていた法律に加えられようとし、立法過程の最終段階にいたるまで、彼はその削除に力を尽さねばならなかったためである。これらのことは、また、彼が「敗北」としてまず第一に(a)として掲げている「あらゆる点での胸が張り裂けるような遅延」を生ぜしめたものであった。

その一九三二年の緊急救済および建設法にフーヴァーが署名し、復興金融公社に、公共団体によるものであれ、民間団体によるものであれ、収益をあげ弁済能力のある公共土木事業に一五億ドルの貸出し権限が与えられ

たばかりでなく、同社を通じて財政逼迫した州（その他アラスカ、ハワイ、プウェルト・リコーのような準州ないし領地を含む）に合計三億ドルまでの救済資金の貸出し（三％の利子で）が行われることになったことを、ハリス・G・ウォーレン教授は、フーヴァーが嫌っていた「連邦政府の直接救済に向ってのフーヴァー政権の重要な第一歩であった」と注目したと前号で述べたが、彼は「共和党正統派（the Regular Republicans）が制することのできない事態と公衆の要求によって強いられた」と見るとともに、復興金融公社の金^{かね}がもっと多くの州に散布されなかったこと、更にいかなるルートを通じてであれ、連邦（国家）の資金が直接救済のために僅かしか支出されなかったことを非難し、「もしなにか一つの態度が一九三二年の選挙に「フーヴァーを」敗北させたとしたら、それはフーヴァーが連邦の資金を直接救済に用いることを拒んだことである」と述べている⁴⁴。確かにそう言えるだろう。選挙に勝つためには、連邦資金を直接救済のために——復興金融公社をそのために利用できることだし——多く広くばらまくべきだっただろう。しかし、それは彼の信念に反することであった。

フーヴァーが連邦資金散布による直接救済を嫌っていた理由は既に見たように、——連邦政府は雇主として、民間企業と同様、雇用の維持と促進に努めるべきであるが——失業救済は本来、州や地方自治体の責任に属する問題であり、生活困窮者は州あるいは地方自治体の資金、そして特になにより自発的な民間資金によって救済されるべきであるというのがフーヴァーの信念ともいえるべき基本的な考えであった（連邦政府と州の関係は、わが国における中央政府と都道府県の関係とは基本的に歴史的に異なるものであることに、ここで特に注意を喚起したい）。彼は、州や地方自治体や民間団体によるそのような目的の活動を促し、それらの活動を全国的に調整する努力をしたりしたが、そのような州や地方自治体や民間でなされるべきことを連邦政府が行うことは、彼が賛美してやまなかった

フーヴァー大統領の不況対策 (4)

アメリカ的制度を支えて来た「分権的自治制」(“decentralized self-government”)の原則に反することであり、彼が排撃しようとした「拡大された官僚制度」(“expanded bureaucracy”)を容認することになっただろう。⁽⁴⁵⁾

更に、彼は、健全財政(＝均衡予算)の最も熱心な擁護者であった。彼が「経済復興のため第一に必要な要件として、合衆国政府の財政の安定」を考えており、支出の増加を抑えながら経費の節約を図るため努力していたことも既に繰返し述べたところである。それにも拘らず、彼は復興金融公社の設立を勧告したのである。そこに同社に対する彼の並々な期待を見なければならぬが、彼が「少数の株主を救済するためではなく、この国の信用機構を支えることによって」「二五〇〇万の家族を救済」しようとしたのだと主張しても、⁽⁴⁶⁾上から滴り落ちるもので一般民衆を潤そうとした「濾過」理論(the “percolation” theory)とか、「馬を飼うことによって」「その餌のおこぼれで」雀を養う理論」と非難されたのである。⁽⁴⁷⁾しかし、全国の困窮者を或いはその代弁者と称するものを満足させる直接救済には当時どれ程の支出が必要だっただろうか。できる限り少ない支出で不況克服を図ろうとする時、フーヴァーの復興金融公社方式と、それを不満としたサンタクロスの救済方式といずれが効果があるものだっただろうか。後のフランクリン・D・ローズヴェルトの政府資金散布政策(spending policy)や迎え水式経済政策(pump-priming policy)が——緊縮財政を宣言した一九三二年の民主党の政策綱領^{プラットフォーラム}に反して——連邦財政にいかにも巨額の赤字をもたらしたか。まず余り費用を要しないすむポンプ(pump)の油差しをフーヴァーは企てたのである。ローズヴェルトはポンプの大修理も行ったと言われるだろう。しかし、フーヴァーがローズヴェルトより先にポンプの修理を企てて失敗させられたということは後に述べる通りである。

議会は連邦政府の機関を通じて個人に対する直接の援助が与えられることを望んでいたが、特に復興金融公社

の権限を拡張させるために民主党の指導の下で作成され議会を通過したガーナーワグナー「救済」法案は議員たちが選挙民たちの人気取りを目的とする「ポーク・バレル」的性格の政府資金配分政策を採るものであり、フーヴァーはそれに署名を拒否したことは前号で述べたところである。民主党は、直接国庫からであれ他の連邦政府機関を通じてであれ失業者救済資金を引出すこと自体よりも、「ポーク・バレル」的救済資金の獲得に熱心だったように思われる。例えば、直接救済のため三億七五〇〇万ドルの連邦支出を承認するコスティガンラフォリット法案 (Costigan-La Follette Bill)⁽⁹⁾ は主として民主党員の反対投票によって上院で否決されたが、後に彼等は必要あるいは困窮度に基いてでなく人口に比例して州にそのような連邦支出を承認する法案を提出し、議会を通過させ、彼等が望んでいたものは国家的見地からの救済よりも次期選挙にそなえての選挙民への「南北戦争前の南部諸州で奴隷主が奴隷をよりよく働かせるよう機嫌をとるために時折配給した豚肉樽ポーク・バレルのような」みやげものの獲得であった——「そのためには西部の開拓者が丸太小屋 log cabin を建てた時、開拓者たちが丸太を切ったり、ころがすのを相互に助けあったように、議員の間での相互援助 log-rolling が必要であった」——ことを暴露したのである。⁽¹⁰⁾

フーヴァーは連邦政府が州に援助を与えることを決心するにいたったが、援助金は後に返済される貸付けでなければならず、そのような援助は人口に応じてでなく州の困窮度に応じて行われるべきであり、貸付けを受けた救済資金は州と地方自治体を通じて運用されるべきであると考えたのである。⁽¹¹⁾ そして彼は財政窮迫した州に対して三億ドルの救済資金を復興金融公社が貸出す権限を与えようとしたが、そのような救済資金を州の困窮度を無視して人口に応じて「ポーク・バレル」的に配分しようとした議会を説得しようとする苦心したのである。彼を困らせたのはそれだけではない。前号で述べたように、議会は、復興金融公社に、個人にも、組パートナーシップ合にも、株式会社

フーヴァー大統領の不況対策(十)

フーヴァー大統領の不況対策(十)

その他の民間法人にも、州にも、郡にも、市その他の地方自治体にも、即ち「資金を欲しているすべてのものに、受諾できる条件で民間の機関から借入れることが困難なときは、「相当な担保をとって、想像し得るどのような目的のためにでも」貸出す権限を与える法案を彼に突付けたのである。そのような権限を復興金融公社に与え政府機関を民間の事業に割込ませることは彼が強く反対していたことであり、その法案に彼が署名を拒否することは、それを強硬に主張したガーナー下院議長（民主党全国大会で副大統領候補に指名されていた）初め民主党の指導者たちは充分に予測していたはずである。そのとき彼等自身そのような権限を復興金融公社に与えることが妥当と考えていたかどうか疑わしい。彼等はフーヴァーに署名を拒否された法案を議会が再度審議し上院と下院がそれぞれ三分の二以上の多数で可決し、彼の拒否を無効とすることができるとは思っていなかったはずである。彼等の目的は、いかにも公衆の利益を図るように思われる法案をフーヴァーに突付けて、それに署名を拒否させ、国民一般にフーヴァーは、なにもする気がないのだという印象を与えようとしたのではないだろうか。

前号で述べたようにフーヴァーは「怒りよりもっと吐き気を感じた」と彼の秘書が見た「これもガーナーが強く主張していた」公社から貸出しを受けたものの名前と借入れ金額を毎月公表することを要求する下院を通過した法案の規定は、国民の金がいかに使われているかということを知らすべきだという「国民の知る権利」を主張する公衆にアピールするものであっても、それがいかなる結果をもたらすか民主党の指導者は考え及ばなかったであろうか。民間金融機関は、自尊心からも信用が傷つくことを恐れる気持からも、よほどの場合でなければ公社から救済貸出しを受けるのを欲しないだろうし、銀行破産の波が広がり預金者の不安が高まっていた時であ

ればなおのこと、公社から貸出しを受けた銀行はその名前を公表されることによって、危険な銀行と宣伝されることになり、そのことは預金者を不安に陥れ、取付けを誘発することになると彼等は考えなかつただろうか。初め法案は復興金融公社に、銀行、保険会社、鉄道会社等々の各種の被融資者に対する州別の貸出し総額の四半期毎の報告書を大統領と議会とに提出することを要求していたが、前に触れたチャールズ・G・ドーズ前総裁^{ブレジデント}の銀行 (Central Republic Bank & Trust Company) に対する貸出しが一般に知れ渡り、公社の貸出しに依怙^{イコク}鼻^{ビシ}があるのではないかと疑われ²²⁾、そのすべての貸出しの公表を要求する声が高まり、その賛否に就いて議論が激しく戦わされた後、そのように修正された法案が下院を通過したのである。ただし、それに対する投票は完全に二つに割れ、一六九票対一六九票で可否同数であり、すべての貸出しの公表を最も強く主張していたガーナーが下院議長として賛意を表明し、可決されたのである。²³⁾ 民主党議員の中にも、その悪影響を恐れたものが多かつたことは確かであるが、ガーナーと彼に指導された民主党議員、特に四カ月後に選挙を控えた議員たちはこの時期にフーヴァーの施政下で景気が好転することの方を恐れたのではないだろうか。民主党の主な意図はフーヴァーと彼の党を敗退させることにあつたように思われる。公社の経営に当たる取締役会を構成する七名——七月十一日にフーヴァーが署名した修正法によって、職権により取締役を兼ねることにされていた財務長官(財務長官不在の時は同次官)、連邦準備局総裁^{ガヴァナ}および農地抵当貸付局長 (Farm Loan Commissioner) のうち連邦準備局総裁と農地抵当貸付局長の職権による兼任が認めないことにされ七月三十一日に辞任し、八月一日に新しく任命されたものが加えられることになつたが——のうち同一政党に属するものは四名を越えてはならないという同社設置法の規定に従い、四名が共和黨員で他の三名が民主黨員であつた(職権により取締役に就任を認められたもの以外は、「上

フーヴァー大統領の不況対策(4)

フーヴァー大統領の不況対策 (H)

院領の言と同意を得て」大統領によって任命されたものである)ため、いかにフーヴァーが超党派的機関と説いても、フーヴァーの施政下に設置され、共和党員たる取締役の方が多数を占め、共和党の大統領と財務長官の影響力が強いはずのフーヴァーのお気に入り政府機関には、民主党の指導者は信をおけぬと考えたのだろうか。

上院は、右のような規定を、そのようなことは上院と下院の書記官に伝達されるよう——前号では簡単にそう述べたが、正確には、復興金融公社は前月に行ったすべての貸出しのリストを、大統領および上院と下院、両院が開会中でなければ上院の書記官と下院の書記官に毎月提出するよう——修正され、上院の民主党指導者ジョージ・T・ロビンソンがそれらは公表されないということに就いてガーナーと合意を得ているとフーヴァーに告げ、上院でそれらは秘密にされるべきものであると述べたため、フーヴァーは公社から貸出しを受けたものの名前やその借入れ金額は公表されないと信じようとしたし、「ポーク・バレル」的性格の規定も取除かれていたため、フーヴァーは署名し、一九三二年の緊急救済および建設法が制定されたことは前号で述べた通りである。また、彼が、回顧録の中で、ロビンソンの保証がなかったら多分その法案に署名を拒否しただろうと述べた後、ガーナーが二、三カ月後にこの約束を裏切り、多くの銀行の取付けがそれに続いて起こったと憤慨していることにも触れたが、この法案が七月十六日(土曜日)に議会を通過し、彼は翌十七日(日曜日)に「……火曜日に署名しようと思っている……」と新聞に声明を行っていること、更に火曜日でなくて二十一日木曜日に署名していることは、彼の不満と不安と苦悩を示すものであろう。フーヴァーは回顧録の中で、前号で触れたように、そして更に右に述べたように、「ガーナーは二、三カ月後に(a few months later)この約束(保証=undertaking)」を破棄したと憤慨しているが、復興金融公社の取締役(翌年五月には取締役会々長に選ばれることになった)民主党員のジェン

・H・ジョウンズは「八月にわれわれが最初の報告書を提出した時、ガーナー氏は下院の書記官にそれを公表するよう命じた——それで秘密がばれてしまった」と書いている。従って、フーヴァーが裏をかかれたのは二、三カ月後 (a few months later) でなくて、翌月のことである。そして、そうなることになっていけばフーヴァーがその法案に署名を拒否したであろう被融資銀行等の名前と貸出しを受けた金額の公表は、翌年初めから公然と行われることになったのである。

右に述べたように下院の書記官に（議会が開会中でなかったため）提出された報告書の公表をガーナー下院議長が命じ秘密が漏れるにいたると、復興金融公社のすべての貸出しの明細を公表すべきか否かという議会で議論が戦わされた問題は、銀行がある殆どすべての地域で論争されることとなった。民衆は納税者として税金がいかに使われているかということよりも、預金している銀行が復興金融公社から救済融資を受けたような危い銀行であるか、預金は安全かどうかということに関心を持つものであり、銀行とすればそのような危い銀行であることを預金者に知られたくないのは当然であつただろう。ところで、緊急救済および建設法の要求する復興金融公社の貸出し月報は前月における貸出しの明細のみの報告であり、その法律は公社に六月までに行つた貸出しに就いての明細の報告は要求していなかった。それも報告されるべきであり、公表されるべきであるという主張が右のような論争の過程において全国的に広がつたのである。こうして、十二月に議会が再開された時、なん人かの民主党下院議員——十一月の選挙で、その公表を公約して再選あるいは三選されていたであろう（しかし、その選挙の結果による任期はまだ始まっていない）——は、その公表を要求した。「復興金融公社によって貸出されている資金は国民全体のものであり、国民は行われていることを知る権利がある」と述べていた下院の銀行業および通貨委

フーヴァー大統領の不況対策(4)

員会の委員長ヘンリ・B・ステイゴール(アラバマ州選出・民主党)も、「完全な公表・周知」を強く主張したガーナー——このテクサス人(次期副大統領)自身二つのテクサスの銀行の取締役であったのだが、自分の銀行は安全という見通しがあったか、困ってもフーヴァー政権下でフーヴァーの復興金融公社から救済貸出しを受けなくて済むあてがあったのか——に援助を与え、翌一九三三年一月四日にガーナーは下院に復興金融公社のすべての貸出しを公表する決議を行わせた。彼は、「過去十二カ月続けられて来ていることに就いて余りに多くの秘密がある」と終始一貫して主張した。事実が人々を怯えさせるにしても、それを知らせよ。政府が行うあらゆることに就いて国民にすべてを知らせよ」と声明した。彼の声明は激しい論戦に更に油を注ぐことになったが——或る共和党議員は、議会は「故意にであれ無意識にであれ、千の銀行を破産させてしまった」と嘆き、また或る論者は、復興金融公社の貸出しの公表は多数の「金融」機関を押し殺す発動機の役を果してしまったと述べたが——、前年六月以前の貸出しも公表させる決議が行われたのである。⁶⁷⁾

それにしても、フーヴァーに復興金融公社の貸出し報告書の秘密保持に就いて保証したロビンソン上院議員はなにをしたか。彼は前年七月の約束を履行することに努め、二月十八日に、上院に復興金融公社の貸出しを公表させないようにする法案を提出したが、幾日もたたぬうちに、彼はフーヴァーに、ローズヴェルトは「なにもかもことごとく公表されるべきである」と考えていると告げ、約束を破棄した。そして、初期の貸出しも公表されることになったのである。フーヴァーは、回顧録の中で、「ローズヴェルトは宣誓して〔大統領に〕就任する前に……政府を指揮していた」と述べている。⁶⁸⁾ 次期副大統領も、次期大統領も、景気の好転は彼等が就任するまで起こらせたくなく、不況の克服は民主党の手でと決意を固めていたように思われる。

不況と戦うフーヴァーの政策はこうして、この点でも民主党にその効果を無にされるほど妨害され、更に逆効果を生ぜしめられるよう工作を受けたが――、復興金融公社に貸出し状況の明細を示す報告書を大統領のみならず上院と下院に提出することを義務づけたことは、公的資金の貸出しの公正を期するために必要であつただろうし、そのような規定が緊急救済および建設法に加えられたことは、貸出し金が無駄に使われないように、特にそれが贈与的交付ではなく貸出しされた国民の金^{かね}が返済回収され、納税者の負担が将来加わらないようにするため、収益を生まず返済能力を持たない公共土木事業 (non-productive public works) には貸出しを行わせぬようにしたいというフーヴァーの主張を受入れることの代償、民主党の人気取りのための「ポーク・バレル」的貸出しを行わせぬようにすること、更に復興金融公社に直接個人にまで、即ちフーヴァーの言葉をかりれば（前に引用したように）「資金を欲しているすべてのものに、相当な担保をとつて、想像し得るどのような目的のためにでも」融資する権限を与えること（そのような法案にフーヴァーが断固として署名を拒否したこととその理由は既に述べたが）を差控えることの代償とされたにしても、²⁰そしてそれを先に述べたような銀行、保険会社、鉄道会社等の各種の被融資者に対する州別の貸出し総額の四半期毎の報告書を提出させることにとどめることができなかつたにしても、被融資者の名前とそれに対する貸出し金額を報告させることにしても、それらが秘密にされるべきでないのなら、復興金融公社からの借入れ金によって立ち直ろうと努めていた銀行等に、そのための時間を与えてやるように、せめて四半期毎の報告にさせるぐらいの考慮が払われるべきではなかつたか。すべての貸出しが右のように公表されることになったことは結局なにをもちたか。それはどの程度まで「一九三三年の銀行恐慌^{バンキング・クライシス}」と呼ばれているものの要因になつたかといふことは後に検討することにするが、「なにごとともことごとく公表され

フーヴァー大統領の不況対策(十)

フーヴァー大統領の不況対策 (H)

るべきだ」として、公表を停止させるロビンソンの法案に反対したはずのローズヴェルトは大統領に就任すると間もなく公表を停止させる措置を講じたということに注意を促しておきたい。この問題に就いて、フーヴァーは、回顧録の中で、「ニュー・デイル登場後に私のすべての提案が採用された」と憤懣やるかたない思いを表していることは前号で触れたところである。

前号で述べたように、フーヴァーは復興金融公社に与えようとして最初与えることができなかった権限を与えようと努力して緊急救済および建設法を獲得し、その結果、復興金融公社の政府保証金融債発行権限の限度は一五億ドルから三三億ドル（前号一二四ページに三〇億ドルと述べたのは誤り）に引上げられ、政府資出の五億ドルとあわせ、その資力は初めの二〇億ドルから三八億ドル（前号一二四ページ九行目の三五億ドルを三八億ドルと訂正させていただきたい）にほぼ二倍に増加され、貸出しの範囲も前号で述べたように大いに拡大され、一九三二年中に総計二三億ドルの貸出しを行った。⁸⁰その法律によって得られた復興金融公社の権限の拡大や修正はフーヴァーを満足させた一面、「一九三二年十二月から一九三二年七月〔中旬〕までの八カ月間の議会との戦いにおける勝利と敗北」のうち「敗北」の(b)(c)(d)として彼が挙げている先に掲げた三つの事項、即ち復興金融公社の貸出条件が厳し過ぎるものにされたこと、同社に工業の近代化のために行う権限を与えることを拒否されたこと、預金者を救済する目的で閉鎖された銀行の資産を担保にして貸出しを行う権限を同社に与えることを拒否されたこと——それらは、彼が最初から望んでいたことで修正あるいは追加を議会から拒否されたのであるが、更に「輸出を促進する」ための貸出しを行う権限の付与を拒否されたことも「敗北」の中に加えるべきだっただろう——に加えて更

に、同社の貸出しに就いての報告をガーナーのプランにそうものにならぬようにし得なかったことは、復興金融公社が挙げて然るべき効果をいかに傷つけることになったか計り知れない。フーヴァーが欲していた権限を十分に与えられたとしたら、それも全国信用会社に似たような「鎮静剤の役しか果たし得なかった」と評価されることはなかつたろう。右の第一のものは、更にダッシュで挟んで付記したこととともに、彼がそれらの権限を与えることを強く主張しても、先に述べたような「資金を欲しているすべてのもの」に対する融資の権限を与えるうと迫った議会を説得することはできなかったらう。その他のことも、特に彼が望むような権限を与えるための戦い、或いは特に彼が望ましくないと思う権限を与えようとした議会あるいは上院・下院の民主党指導者との戦いの中で、戦略上放棄あるいは譲歩をやむなくされたり、騙されたりした結果と言える。

ともかく、彼は議会との戦いにおいて弱い立場にあったことを忘れてはならない。第七十二議会（一九三一年十二月―三三年三月）の下院は民主党に支配されており（民主党議員は二二〇名、共和党議員は二二四名、その他一名）、上院は共和党が支配していたように見えても（共和党議員四八名、民主党議員四七名、農民・労働党（Farmer-Labor Party）員一名。なお、上院議長は言うまでもなく共和党員たる副大統領）、共和会上院議員の中に十二名の（下院議員の中にも、ほぼ同数の）いわゆる革新主義的共和党員（Progressive Republicans）がおり、彼等はフーヴァーの言葉を知りれば「殆ど常に反対党に助勢」するものであったため、九六名の議員のうち六〇名が連合して反フーヴァー的態度をとったと見れば、彼の議会指導力は極めて弱いものであったことが理解できるだろう。⁶²一九一二年にはシーオドア・ローズヴェルトを支持した革新主義者^{プログレッシブ}革新党（進歩党）員であった彼は、その後の経歴から正統派共和黨員から好まれても彼等の指導者になり得ず、革新主義的共和党員の支持も得られなかった。⁶³議会在党の

フーヴァー大統領の不況対策 (H)

共和党に支配されていたとしても、彼は、イギリスにおける立法部（議会）と行政部の関係を好み、行政部のリーダーシップの必要を認めて秘かにそのための改革を志していたウッドロウ・ウィルソン⁶⁴や、「行政部と立法部の権限の正常のバランス」をくつがえそうとしていたフランクリン・D・ローズヴェルトでもなかった⁶⁵。その上、彼は、シーオドア・ローズヴェルトのような弁舌家でもなかった。彼は鉱山技師あがりの能吏であり、アジテーターでも、権謀術数に富む政治家でもなかった。彼は、熱心なクウェーカー教徒であり、戦鬪的な言動はとらず、議会との戦いにおいても先制攻撃を避ける性格の人であった。

そして、特にこの一九三二年という年は不幸にも選挙の年に当たっていた。民主党の指導者たちはホワイトハウスの奪還と議会の完全な支配を固く心に決していたように思われる。彼等はフーヴァーの足を払い、或いは彼の提案や計画を「びっこの足を引きずる」ものにしななければならないと思っていたようである。増大する経済危機に直面していても、事態の悪化はフーヴァーと共和党の無能、無為無策あるいは失政のせいになれば有利ではないか。経済危機の増大は民主党に絶好のチャンスを与えるはずのものであった⁶⁶。ローズヴェルトと民主党は選挙戦に大勝を博した後でも、フーヴァーと共和党を再起不能にするため、協力を拒んだばかりでなく、その施政の効果を妨げ、そのような印象を民衆に与えようとしたのである⁶⁷。復興金融公社のすべての貸出しの報告を求め、これを公表させることにした先に触れたようなローズヴェルトやガーナーの態度や行為は、その一例に過ぎない。

選挙の前哨戦が始まろうとしている時に不況の波がいよいよ高まろうとしていたことは、景気の絶頂期に大統領に就任したフーヴァーにとって誠に不幸なことであった。彼の不況対策はいつも遅すぎたと言われているが、

彼は復興金融公社に就いての構想をかためるや急速に行動を開始し、一九三一年十二月に第七十二議会第一会期が開かれるや否や、そのための立法を促したことは成功だったと言える。その会期の初めにはなくて、もっと遅い時期に彼が提案していたとしたら、即ち「一九三二年」十二月ではなくて、「一九三三年」三月に勧告されていたら、その（復興金融公社を創設する法案の）通過のチャンスはもっと望みが薄かっただろう⁶⁸と思われる。一九三二年に入って日が経てば経つほど、即ち選挙が近づけば近づくほど、大統領と議会あるいはそれを動かしている民主党との関係は悪化して行ったのである。復興金融公社の権限を拡大させる立法は、その会期の終わり近く、即ち選挙戦がいよいよ本格化する時に行われたことを考慮に入れる必要がある。フーヴァーが満足させられなかったのは当然と言えるだろう。そして、それによるより、大きな救済が遅らされたのは、民主党による妨害のためではなかったか。その会期の終わり頃「その救済法案は六カ月前でさえ気狂いじみて、役に立たなかったと思われる種類の」ものとアーサー・カッパー共和党上院議員（カンザス州選出）は述べたが、彼は革新主義的共和党員であり、彼は、特に南部および中西部の諸州から選出された民主党議員とともに、復興金融公社を創設する法案に反対票を投じた革新主義的共和党员（第四十二号四五ページを見られよ）、そして緊急救済および建設法の制定も「胸が張り裂けるほど遅らせた」とフーヴァーを嘆かせることにした人たちのうちの一人ではなかったか。彼等は、もっと多くの連邦による直接救済を求めたのだと、そしてフーヴァーのやり方は「少なすぎ、遅すぎた」とハリス・G・ウォーレン教授が評しているように主張するだろう⁶⁹。

連邦による直接救済が「少なすぎ、遅すぎた」ことと共に、「復興金融公社が公けの資金でサンタクロスの役を勤め」させられなかったことは、「返済しなくてもいい金を求め」ていた「四十八州およびなん百、なん千も

フーヴァー大統領の不況対策 (H)

の市や町や郡」⁽⁴²⁾に不満の声を起こさせただろう。復興金融公社によると否とに拘らず、連邦の直接救済が「少なすぎ、洩すぎる」ものにされた理由は先にも触れたが、その理由の一つで、フーヴァーにとって堪え難かったのは、それによる政府財政における赤字の増加の容認であった。彼は「予算の均衡」を維持することに最善を尽くそうとしていたのである。「予算の均衡」による国家の信用の維持は当時の常識と断言して差支えない。実業界は勿論⁽⁴³⁾、一九三二年六月末に民主党全国大会で採択された「一九三二年の民主党の政策綱領」^{プラットフォーム}もそれを主張していたのである⁽⁴⁴⁾。更に、フランクリン・D・ローズヴェルトは、同年十月十九日にピッツバーグで行った選挙演説で、フーヴァーが予算を均衡することに失敗したと非難し、「もし現在の比率の予算が続いたら、来年六月三十日現在の実際の赤字は十六億ドルを越すでしょう——皆さんをはっと驚かせるほど大きな赤字であります」と述べたのである⁽⁴⁵⁾。そのローズヴェルトは予算を均衡させたか。

復興金融公社の効果に就いてローズヴェルトは「大会社に対する復興金融公社の融資が大衆に滴り落ちるといふ共和党の理論を攻撃し、農民に対する援助」を主張して、西部と南部の民主党員を歓喜させた⁽⁴⁶⁾が、フーヴァーのその他の農民救済策——連邦農場局方式によるその失敗は認めなければならぬが——と、それらに関する彼の提案が議会ですのように取扱われたかということを見なければならぬ。ローズヴェルトも、その他の多くの人も、フーヴァーの提案や計画そのものを見ていない。

更に、フーヴァーは、復興金融公社を景気回復の万能薬と決して考えていたわけではない。〔以下次号〕

(1) 本誌第四十二号五十三ページ。 *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover* collected and edited by William Starr Myers, Vol. II, p. 50.

- ② 本書卷四十三頁を採くたし、その名を Lawrence H. Chamberlain, *The President, Congress and Legislation*, p. 288 にする。
- ③ Murray N. Rothbard, *Herbert Hoover and the Crisis of American Capitalism*, edited by J. Joseph Huthmacher and Warren I. Susman (Cambridge, Mass.: Schenkman Publishing Company, 1973), p. 48. 彼等の「ハリス」・「ボゲン」が復興金融公社に多く銀行に融資をせよと理由を述べた事。
- ④ Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, p. 110.
- ⑤ *Ibid.*, p. 163.
- ⑥ William Starr Myers and Walter H. Newton, *The Hoover Administration*, pp. 203—04.
- ⑦ *Ibid.*, p. 204.
- ⑧ *Ibid.*, p. 205; and *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, pp. 187—88.
- ⑨ J. F. T. O'Connor, *The Banking Crisis and Recovery under the Roosevelt Administration* (Chicago: Callaghan and Company, 1938), pp. 8—11.
- ⑩ Jesse H. Jones, with Edward Angly, *Fifty Billion Dollars: My Thirteen Years with the R. F. C. (1932—1945)*, p. 183.
- ⑪ Marcus Nadler and Jules I. Bogen, *The Banking Crisis: The End of an Epoch*, p. 110.
- ⑫ Herbert Hoover, *op. cit.*, Vol. III, p. 110.
- ⑬ Marcus Nadler and Jules I. Bogen, *op. cit.*, p. 111.
- ⑭ Harris Gaylord Warren, *Herbert Hoover and the Great Depression*, pp. 206—08. ハーレーン教授はそのように「共和党正統派が制するべきことができないう事態と公衆の要求によつて……」と述べているが、それに——一九三二—三三年のフーヴァー大統領の不況対策 (4)

フーヴァー大統領の不況対策 (H)

〇一三一年に「大統領の緊急雇用(失業対策)委員会」(本誌第三十七号五六ページおよび第三十八号一七ページを見られよ)の委員長アーサー・ウッツがフーヴァーに貧困者の救済を民間の任意寄付者あるいはヴォランティアや州、地方自治体などに頼るだけでなく、「連邦による救済」を始めるよう勧めていたが、一九三二年半ば近くに一群の有力なシカゴの実業家が連邦による救済計画を確立するよう勧めたこと(See Murray N. Rothbard, *op. cit.*, p. 49)が、彼の連邦不介入の方針を変えさせるのに役立ったと思われるということを付け加えたい。

(15) 彼の「分権的自治制」(“decentralized self-government”)論および「拡大された官僚制度」(“expanded bureaucracy”)の排撃は、“The Philosophy of Rugged Individualism”という題で知られている彼が一九二八年十月二十一日にニューヨークで行なった選挙演説の中ではっきり示されている。Herbert Hoover, *The New Day: Campaign Speeches of Herbert Hoover, 1928*, pp. 149ff. を見よ。

(16) *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, Vol. II, p. 254.

(17) Broadus Mitchell, *Depression Decade*, p. 88.

(18) この法案の提出者は、エドワード・P・コステイガン上院議員(コロラド州選出)とロバート・M・ラフォリット・ジュニア上院議員(ヴァイスコンシン州選出)であった。コステイガンは初め共和党員であったが、一九二二年に革新党(進歩党 Progressive Party)の創立者の一人になり、後に民主党に移り、一九三〇年の選挙で上院議員に選出された。そして、ラフォリットは、一九二五年九月に彼の父(ロバート・M・ラフォリット)の死によって生じた欠員を補充する選挙で上院議員に選出され、一九二八年に再選されていた革新主義的共和党員であった。

(19) William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, pp. 174—75.

(20) Ray Lyman Wilbur and Arthur Mastick Hyde, *The Hoover Policies*, p. 378.

(21) ニュー・ディール体制中に復興金融公社の権限は、そのとき民主党が主張していたもののように拡大されたので、そ

のような手段だけのものではなかったと言えるかも知れない。しかし、フーヴァーが予言していたような弊害（前号一二四ページを見られよ）が現れるのである。彼は、それは一九五一年に上院の調査を受けることになり、「私が予言していたようなあらゆる害悪が暴露されたと回顧録の中で述べ、彼がそのような権限の付与に反対したことを誇っている。Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, p. 110 note.

- ② ドーズの銀行といわれているシカゴの Central Republic Bank & Trust Company に対する救済融資は、ドーズの方から申込んだのではなく、寧ろ彼はもはや彼の銀行を閉鎖することを欲していたようである。民主党全国大会に出席するためシカゴに行っていた民主党員のジョウンズ取締役がシカゴの金融界の指導者から事情を聞き、その銀行の破産が及ぼす影響を案じ、公社の救済融資によってシカゴの銀行危機を防止すべきだと考え、フーヴァーに電話で事情を説明し、融資金額に就いての意見を伝え、自分が融資に就いて責任をとると述べて承認を求めたところ、フーヴァーは財務長官やその他の彼のアドヴァイザーと相談した後、その融資は望ましいと電話で返事を来た、とドーズと仲が良かったとは言えないジョウンズは書いている。そのとき彼が示した金額は実際の融資額と同じであった。Jesse H. Jones, *op. cit.*, pp. 72—79. 公社やフーヴァーの依怙鼻息は見られないし、ジョウンズが畏を仕掛けたとも思えない。しかし、疑惑を招くような、そして公社の信用を傷けるような融資にフーヴァーは反対すべきだっただろうか。ドーズはそれを断るべきだっただろうか。そもそもドーズのような銀行家を復興金融公社の総裁に任命したことが、フーヴァーの失策だったと言えるだろう。

③ Jesse H. Jones, *Fifty Billion Dollars*, p. 82.

④ *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, pp. 233—34; and Jesse H. Jones, *op. cit.*, p. 596.

⑤ *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, p. 235; and Harris Gaylord Warren, *フーヴァー大統領の不況対策* (H)

フーヴァー大統領の不況対策(十)

op. cit., p. 206. なお、この間の事情とフーヴァーの努力に就いては、彼の秘書シーオドア・G・ジョスリンの著書 (Theodore G. Joslin, *Hoover Off the Record*) 一五六—一九ページを見よ。

26 Jesse H. Jones, *op. cit.*, p. 82.

27 *Ibid.*, pp. 82—83.

28 Herbert Hoover, *op. cit.*, p. 198.

29 スーザン・E・タネディ教授は、議会はこのようなことによって政府(即ちフーヴァー)を宥めたと述べている。Susan Estabrook Kennedy, *The Banking Crisis of 1933* (Lexington: University Press of Kentucky, 1973), p. 43. しかし、議会とくに民主党の指導者と革新主義的共和党議員たちの真の意図は「フーヴァーを宥める」ためではなく、後に述べるように「あつたと思われぬ」。

30 Murry N. Rothbard, *op. cit.*, p. 48.

31 Marcus Nadler and Jules I. Bogen, *op. cit.*, p. 109.

32 Herbert Hoover, *The Memoirs*, III, p. 101 および拙稿「フーヴァー大統領の不況対策(三)」(本誌第三十八号所収) 三一—五ページを御覧いただきたい。上院と下院の構成は U.S. Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States*, p. 692 に拠った。なお、ウィリアム・S・マイアズとウォルター・H・ニュートンが共著、*The Hoover Administration* に掲げられている数字は、下院議員に就いては少し異なっている。彼等は「下院は二一九名の民主党員、一五名の『革新主義的共和党員』(“Progressives”) および一九二名の「本当の」共和党員で構成されつゝた」と述べている。William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 146.

33 詳しくは拙稿「フーヴァー大統領の不況対策(一)」(本誌第二十六号所収) 六八ページを御覧いただきたい。

34 このことに就いては、拙稿「ウィルソンの経済思想と改革精神——その形成過程——」(本誌第二十四号所収) 二八

—三二ページおよび「ウイルスンとプログレッシヴ・ムーブメント—進歩主義者としてのワットロー・ウイルスン—」(本誌第三〇号所収)六七、七九—八一ページを御覧いただきたい。

- 35 Pendleton Herring, *Presidential Leadership: The Political Relations of Congress and the Chief Executive*, Reprint Edition (Westport, Conn.: Greenwood Press, 1972), p. 52—53; and *The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt*, Vol. II, p. 15.

- 36 フランクリン・D・ローズヴェルトが早くから不況の到来こそ民主党に政権奪還のチャンスを与える^{と見}、景気の観測をもとに大統領選挙戦のためのスケジュールを練っていたことに就いては、拙稿「F・D・ローズヴェルト^{ニヒュー}育州知事の不況対策」(成城大学大学院経済研究科創設五周年記念論文集所収)一八一—三二ページを御覧いただきたい。

- 37 このことに就いては後に詳しく述べたいが、フーヴァーの苦情を聞く^{より先に} Walter L. Miller, *The Life and Accomplishments of Herbert Hoover* (Durham, North Carolina: Moore Publishing Company, 1969), Foreword by Neil MacNeil, p. 4 を見よ。

- 38 Lawrence Henry Chamberlain, *op. cit.*, p. 296.

- 39 Jordan A. Schwarz, *The Interregnum of Despair: Hoover, Congress, and the Depression*, p. 173.

- 40 アーサー・カッパース、ニヒュー・ニヒールに反対する^{こと}になる革新主義的共和党上院議員^{であった}。Otis L. Graham, Jr.: *The Old Progressives and the New Deal* (New York: Oxford University Press, 1967), p. 192.

- 41 Harris Gaylord Warren, *op. cit.*, p. 204.

- 42 Jesse H. Jones, *op. cit.*, p. 173.

- 43 Herman E. Krooss, *Executive Opinion*, pp. 154—56.

- 44 Kirk H. Porter and Donald Bruce Johnson (compiled by), *National Party Platforms, 1840—1960*, p. 331.
フーヴァー大統領の不況対策 (十)

フーヴァー大統領の不況対策 (十)

㉔ *The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt*, Vol. I, p.805.

㉕ Frank Freidel, *Franklin D. Roosevelt*, Vol. III: *The Triumph* (Boston: Little, Brown and Company, 1956), p.268.